

第9回 渋川市農業委員会月次総会 議事録

開会の日時 令和元年 12月 6日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和元年 12月 6日 午前10時 5分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久	○		
2	齊 藤 美 保	○		
3	岸 正 二	○		
4	角 田 壽 一	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	新 井 正 喜		○	
7	飯 塚 敬 子	○		
8	下 田 三 徳	○		
9	齊 藤 由 香	○		
10	大 島 アサ子	○		
11	須 田 和 敏	○		
12	青 木 明 雄	○		
13	高 井 眞佐実		○	
14	石 田 玉 枝	○		
15	野 村 隆	○		
16	眞 下 謹 司	○		
17	廣 瀬 淳	○		
18	高 橋 昭 彦	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第22条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美	○		農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席 1 7 番 廣瀬 淳 委員

議事録署名委員 議席 1 8 番 高橋 昭彦 委員

議事参与が制限された委員数 2 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事 務 局 長	内山 勉
	副事務局長	中澤 正幸
	統括主幹 (係長)	竹之内 智行
	主 事	小林 史弥

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第4条第3項の規定により、山本会長に議長を務めていただきまして、議事進行をお願いします。

議 長

皆さんおはようございます。会長の山本です。
これより第9回渋川市農業委員会、月次総会を開会いたします。
それでは皆さまのご協力により、スムーズに議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
ただいまの出席委員は19人中17人で会議は成立しました。
なお、議席番号6番、新井正喜委員と議席番号13番、高井眞佐実委員から欠席の届出がございました。
さっそくですが、議事に入ります。
まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたします。
つづきまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。議事録署名委員に議席番号17番、廣瀬淳委員と議席番号18番、高橋昭彦委員を指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、議席番号17番、廣瀬淳委員と議席番号18番、高橋昭彦委員に決定いたしました。
つづきまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第1号、農地法第18条第6

項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の1ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、1ページから2ページに記載の番号1から5番までの5件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

つづきまして、議事日程第4、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、3ページに記載の番号1から3の3件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 つづきまして、議事日程第 5、報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいま、ご上程いただきました報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の 5 ページをお願いします。 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。 この度の届出は、5 ページから 6 ページに記載の番号 1 から 5 番までの 5 件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。 また、全ての届出について、権利を取得した事由は、相続。取得した権利の種類は、所有権であります。 以上で報告第 3 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 つづきまして、議事日程第 6、報告第 4 号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいま、ご上程いただきました報告第 4 号、制限除外の農地等移動通知についてご説明いたします。報告書の 7 ページをお願いします。 制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。 この度の届出は、7 ページに記載の番号 1 から 2 番の 2 件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面

積、農地転用の時期及び転用目的は記載のとおりであります。
以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
つづきまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。
それでは、渋川地区を野村第2班長、子持、赤城、北橘地区を星野第2班長より報告をお願いします。
最初に野村第2班長お願いします。

1 5 番 11月27日に実施しました、第2班、渋川地区の現地調査報告をいたします。
参加者は、齊藤由香委員、青木明雄委員、高橋昭彦委員、事務局は狩野主幹、小林主事と私、野村の6名で実施しました。
渋川地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が4件、合計5件でありました。
それでは、議案書に沿って報告いたします。
なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。
はじめに4条申請であります。議案書の5ページをご覧ください。
申請番号4の1番の現地は、東と南と北は宅地、西は道路となっています。問題ないと思われれます。
次に5条申請であります。7ページをご覧ください。
申請番号5の1番の現地は、東は水路、西は道路、南は水路と道路、北は道路予定地と畑と雑種地となっています。問題ないと思われれます。
申請番号5の2番の現地は、東と西と北は宅地、南は道路となっています。問題ないと思われれます。8ページをご覧ください。
申請番号5の3番の現地は、東は宅地、西と北は畑、南は道路となっています。問題ないと思われれます。
申請番号5の4番の現地は、東と西と北は道路、南は畑となっています。問題ないと思われれます。
以上で第2班、渋川地区の現地調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、星野第2班長お願いします。

1 番

1 1 月 2 7 日に実施しました、第 2 班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、角田壽一委員、新井正喜委員、石田玉枝委員、山本彰一郎委員と事務局は、竹之内係長、齋藤行政専門員と私、星野の計 7 名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第 4 条による申請が 2 件、第 5 条による申請が 3 件、合計 5 件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに 4 条申請であります。議案書の 5 ページをご覧ください。

申請番号 4 の 2 番の現地は、東は道路と宅地、西は畑、南は道路、北は宅地となっています。問題ないと思います。

申請番号 4 の 3 番の現地は、東は畑と道路、西は道路、南は畑、北は山林となっています。問題ないと思います。

次に 5 条申請であります。議案書 8 ページをご覧ください。

申請番号 5 の 5 番の現地は、東は道路、西と南と北は畑となっています。問題ないと思います。続きまして議案書の 9 ページをご覧ください。

申請番号 5 の 6 番の現地は、東と南は畑、西と北は宅地となっています。問題ないと思います。

申請番号 5 の 7 番の現地は、東西南北の周囲が道路となっています。問題ないと思います。

以上で第 2 班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。

ただ今の報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

つづきまして、議事日程第 8、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。

申請番号 3 の 1 番から 3 の 9 番の 9 件を上程し審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局係長。

議 長

はい、事務局係長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の1ページから4ページ関連です。議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から3の9番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

今回申請のありました、申請番号3の1番から3の8番の8件につきましては、すべて農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

次に、議案書4ページの申請番号3の9番につきましては、親子間による所有権移転により、農業経営効率化を図るため申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による、許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から3の9番の9件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第1号、申請番号3の1番から3の9番の9件については許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番から3の9番の9件については議案のとおり許可することに決しました。

つづきまして、議事日程第9、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から4の3番の3件を上程し審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議長 はい、事務局係長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の5ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から4の3番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、住宅や公共公益施設等が連たんしている区域に近接している区域内に該当すると思われ、周辺の一団農地も十ヘクタール未満となっています。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、農用地区域内にありますが、転用目的が農業用施設用地であることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると思われま。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の3番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による、許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番から4の3番の3件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第2号、申請番号4の1番から4の3番の3件については許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長	異議なしと認め、申請番号４の１番から４の３番の３件については、議案のとおり許可することに決しました。 つづきまして、議事日程第１０、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号５の１番から５の７番の７件を上程し審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局係長。
議 長	はい、事務局係長。
事務局	ただいま、ご上程いただきました、農地法第５条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の７ページから９ページ関連です。議案書の７ページをお願いします。 議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請について次のとおり農地法第５条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。 申請番号５の１番から５の７番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については議案書に記載のとおりです。 申請番号５の１番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。 申請番号５の２番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。議案書の８ページをお願いします。 申請番号５の３番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。 申請番号５の４番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ５００メートル以内に２以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。 申請番号５の５番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。議案書の９ページをお願いします。 申請番号５の６番は、住宅や公益施設等が連たんしている区域に近接している区域内に該当すると思われ、周辺の一団農地も十ヘクタール未満となっています。 申請番号５の７番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より

始末書が出されています。

以上で、農地法第5条の規定による、許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議の程お願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から5の7番の7件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第3号、申請番号5の1番から5の7番の7件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の1番を除く、申請番号5の1番から5の7番の6件については、議案のとおり許可することに決しました。
なお、申請番号5の1番については、異議なしと認め、3,000平方メートルを超える案件として、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため、許可相当とすることに決しました。
つづきまして、議事日程第11、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の11ページをお願いします。
農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、子持、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和2年1月1日を予定しております。

計画概要につきましては、11ページの表の右の列に記載のとおり利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が15人、借受人

が 10 人、筆数が 34 筆、面積が 30, 381.36 平方メートルです。

この個別の内訳は、12 ページ記載からの利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第 4 号の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず始めに、利用権設定総括表番号 3 番から 17 番の 15 件について審議しますので関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長

それでは利用権設定総括表番号 3 番から 17 番の 15 件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。

申請番号 3 番から 17 番の 15 件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案第 4 号、申請番号 3 番から 17 番の 15 件については承認することに決しました。

それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長

つづきまして、利用権設定総括表番号 19 番から 20 番の 2 件について審議しますで関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長

それでは利用権設定総括表番号 19 番から 20 番の 2 件について審

議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
申請番号 19 番から 20 番の 2 件については、議案のとおり認めること
でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案第 4 号、申請番号 19 番から 20 番の 2 件に
ついては、承認することに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 続きまして、利用権設定総括表番号 3 番から 17 番の 15 件及び番
号 19 番から 20 番の 2 件を除く番号 1 番から 34 番の 17 件につい
て審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
利用権設定総括表番号 3 番から 17 番の 15 件及び番号 19 番から 2
0 番の 2 件を除く、番号 1 番から 34 番の 17 件については、議案の
とおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
つきまして、議事日程第 12、議案第 5 号、農地法第 2 条第 1 項の
規定による農地の決定についてを議題とし議決を求めます。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議 長 はい、事務局係長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました農地法第 2 条第 1 項の規定による
農地の決定につきましてご説明いたします。議案書の 15 ページから

18ページ関連です。議案書の15ページをお願いします。

議案第5号、農地法第2条第1項の規定による農地の決定について次のとおり耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定を月次総会にお願いするものです。

この決定につきましては、農地法の政省令の施行に伴う運用通知により農業委員会は、総会の議決により判断を行うこととなっております。過日、関係委員さん帯同のうえ現地確認していただきました。再生利用が困難と見込まれる、農地に該当しない非農地の決定は、関係者への事前確認通知により地主、貸借人の意向を踏まえて、最終的に合計で所有者69人、筆数105筆、90,745平方メートルとなっております。

この個別の内訳は、議案書の16ページから18ページに記載の非農地該当農地総括表のとおりであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえご議決賜りますようお願いします。

事務局 事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

1 番 はい、議長。1番星野。

議長 はい、星野委員。

1 番 現地調査に同行して現地を見たがもう非農地化していて手がつけられない場所が多かったがこれで登記上は非農地になり農業委員会が管理に関与できなくなるとさらに荒れていくようで不安もある。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 この議決で非農地になります。所有者に通知を行い、登記申請は所有者本人に行ってもらいます。登記は申請主義になるのでこの証明書を持って申請してもらい、必要に応じて現地案内を行ってもらいます。また税務課に地目が変更された旨を農業委員会から通知します。非農地になるので農業委員会が関与できなくなります。

事務局 はい、議長。副事務局長。

議長 はい、副事務局長。

事務局	補足ですが今回の非農地判定は166筆を対象とし、現地調査を行いました。そのうち伊香保の1筆を除く165筆が非農地に該当するであろうと判断を行いました。その後、事前に所有者に非農地判定の打診を行ったところ60筆の所有者が農地復元するとの回答がありました。結果、105筆が今回非農地判定される土地となります。
17番	はい、議長。17番廣瀬。
議長	はい、廣瀬委員。
17番	今現在は登記上は農地になっているが今回の議決で非農地化されるが個々の土地の区分は個人が申請して変更してもらうのか。
事務局	はい、議長。事務局長。
議長	はい、事務局長。
事務局	登記は個人で行ってもらいます。ただ今回の議決をもって農業委員会上は非農地と判断されます。
17番	所有者が登記申請しない場合でも農業委員会では非農地と判断するのか。
事務局	はい。
4番	はい、議長。4番角田。
事務局	はい、角田委員。
4番	農地復元を行う60筆の所有者については現状の農地を見た上で復元を行うと言ったのかそれとも見る前か。今後、改善されない場合はどうなるか。
事務局	はい、議長。副事務局長。
議長	はい、副事務局長。
事務局	農地を見たかどうかは個々で把握していません。今後も農地パトロールで経過を観察していく。過去の8割ほどはしっかり改善してくれ

ている。

議 長 他に質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第5号、農地法第2条第1項の規定による農地の決定については議案のとおり認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第9回月次総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前10時5分>

以上のとおり会議の顛末を記し、事実と相違ないことを証するため署名押印する。